

**令和6年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）
業務委託に係る企画コンペ実施要領**

1 目的

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条に定める「介護の業務に従事する者」に対する「第一号研修」及び「第二号研修」として「認定特定行為業務従事者」となるために必要な知識及び技能を習得した上で、安全かつ適切な喀痰吸引等の医行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

この研修業務の企画や運営を行う優れた企画を選定するため、企画コンペを実施する。

2 事業主体

佐賀県

3 業務委託の内容

(1) 業務委託の名称

令和6年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）業務

(2) 業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

(4) 委託上限額

金7,091,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加者の資格要件

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 事業の目的達成のため必要な企画・立案・運営に関して、ノウハウや専門的知識・能力を有していること。
- (2) 県内もしくは九州内に本店又は支店を有する者であること。
- (3) 過去、同種の業務を受託した実績を有していること。なお、同種の業務とは、国や地方公共団体が発注する法令に基づく研修業務をいう。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6ヵ月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又

は佐賀県発注の請負・委託等契約にかかる入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、および次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

本業務の受託を希望する者は、本実施要領により企画書を提出するものとする。

6 企画コンペに係るスケジュール（予定）

| | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年5月29日（水曜日） |
| (2) 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和6年6月10日（月曜日）17時必着 |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和6年6月10日（月曜日）17時必着 |
| (4) 参加資格確認の結果通知 | 令和6年6月14日（金曜日）までの間 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年6月24日（月曜日）17時必着 |
| (5) 企画コンペ（審査会） | 令和6年7月2日（火曜日）予定 |
| (6) 委託先決定 | 令和6年7月5日（金曜日）予定 |

7 事前説明会

実施しない。

8 企画コンペに係る質問について

質問は令和6年6月10日（月曜日）17時まで電子メールにて受け付ける。電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。質問内容の応答は、必要に応じて参加者全員に周知する。なお、メールを送付した後は、必ず送付した旨電話をすること。

e-mail : kaigohoken@pref.saga.lg.jp

① 提出書類 質問書（様式1）

9 企画コンペ（審査会）

（1）企画コンペ参加申し込み

① 提出書類

- ・企画コンペ参加資格確認申請書（様式2） 1部
- ・実績書（様式3） 1部
- ・誓約書（様式4） 1部

② 提出期限 令和6年6月10日（月曜日）17時必着

③ 提出先 佐賀県健康福祉部長寿社会課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 新館3階

電話：0952-25-7266

④ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は提出期限日必着とし、配達事故を防ぐため、配送記録が残る方法とすること。

※ 参加資格確認の結果は、令和6年6月14日（金）までに通知する。

（2）企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・提案する企画に係る費用の総額（税込）は、上記3の(4)の委託上限額を超えないものとする。
- ・企画提案書の構成は次のとおりとし、各項目とも具体的案提案内容を記載すること。

- 1) 本研修の運営全般にかかる取り組み方針
- 2) 基本研修（講義・演習）について
- 3) 実地研修について
- 4) 介護職員等フォローアップ研修について
- 5) 指導者講習について
- 6) 指導者フォローアップ講習について
- 7) 事業の実施体制
 - a 当該委託業務の実施体制（能力・組織・人員）
 - b 当該委託業務の実施及び進捗管理を行う総括責任者
- 8) 事業の実施スケジュール（進め方、手順、作業工程等）
- 9) 会社・団体概要及び類似事業の実績

イ 見積書（任意様式）

- ・費用の内訳を、「令和6年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）業務委託仕様書」4委託業務の内容の項目に合わせ、可能な限り詳細に記載すること。
- ・見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

- ② 受付期間 令和6年6月24日(月)17時まで(必着)
- ③ 提出先 上記(1)の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。)
- ⑤ 提出部数 5部(正本1部・副本4部)

(3) 企画コンペ(審査会)の開催

- ① 日 時 令和6年7月2日(火)予定
 - ※ 個別の時間については、参加者に別途連絡する。
 - ※ 参加申し込み状況等によってはプレゼンテーションを行わず、書面審査になることがある。その場合は参加者に別途連絡する。
- ② 場 所 佐賀県庁内会議室
 - ※ 場所の詳細については、参加者に別途連絡する。
- ③ 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。1団体についてのプレゼンテーションの時間は30分程度(説明20分・質疑応答10分程度)とし、参加人員数は4名までとする。プレゼンテーションの順番については、原則として参加申込書の受付順とする。
- ④ その他 プレゼンテーションにあたっては、パソコンを用いることができる。(パソコンは持参すること。スクリーン、プロジェクターは、県が用意するので、パソコンを使用する場合は、本要領12の問い合わせ先まで申し出ること。)

(4) 審査

- ① 審査基準は別紙のとおりとする。
- ② 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ③ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「企画内容の評価」が高い者を最優秀提案者とする。
- ④ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。なお、最低基準点は合計点の6割である180点とする。
- ⑤ 審査結果については、全ての提案者に通知し、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(5) 費用負担

企画コンペ・企画提案書等必要書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(6) 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、企画コンペに参加できないこととする。

- ①参加する資格のない者が行った場合
- ②本件企画コンペ手続について不正行為を行った場合
- ③見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- ④1人で2以上の提案をした場合
- ⑤代理人でその資格のない場合
- ⑥提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- ⑦虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ⑧前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(7) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ① 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

10 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ① 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - ② 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 その他留意事項

- (1) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- (3) 当該企画コンペに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 当該企画コンペ参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本要領12の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面（様式5）にて辞退の届出を行うこと。

1 2 問い合わせ先

佐賀県健康福祉部長寿社会課 サービス指導担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 - 59

電話：0952-25-7266 ファクシミリ：0952-25-7265

電子メールアドレス：kaigohoken@pref.saga.lg.jp